

## 【コンプライアンスに関する規則】

### 西日本工業大学 コンプライアンスに関する規則

#### (目的)

第1条 この規則は、西日本工業大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスに関し基本となる事項を定め、健全で適正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンスとは、法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。
- (2) 教職員とは、本学に所属する教職員をいう。
- (3) 学生とは、本学に所属する学部学生及び大学院学生をいう。
- (4) コンプライアンス事案とは、本学の構成員に関わる法令又は本学の規則に違反し、又は違反するおそれのある事実をいう。

#### (教職員及び学生の責務)

第3条 教職員及び学生は、本学の理念及び目標を実現するため、それぞれの責任を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、人権を尊重し、高い倫理観を持って行動しなければならない。

#### (最高責任者)

第4条 本学のコンプライアンス推進における最高責任者は、「西日本工業大学における公的研究費の不正防止に関する規則」に定める「コンプライアンス推進責任者」とし、研究センター長を持って充てる。

2 最高責任者が管理する事項を次の各号に定める。

- (1) コンプライアンス教育の受講管理
- (2) 管理・執行のモニタリング
- (3) コンプライアンス教育の実施状況の確認
- (4) 学長へコンプライアンス教育の実施状況の報告

#### (総括責任者)

第5条 本学に、コンプライアンス推進に関する業務を総括させるため、コンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、「西日本工業大学における公的研究

費の不正防止に関する規則」に定める「コンプライアンス推進副責任者」とし、総務課長を持って充てる。

2 総括責任者は、最高責任者へ運営・管理の情報を着実に伝達する。

(教育及び研修)

第 6 条 最高責任者は、コンプライアンス事案を防止する観点から、教職員及び学生その他の本学の構成員に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な教育及び研修に関する全学的な体制を確立するよう努めなければならない。

2 本学におけるコンプライアンス教育について、次の各号に定める。

- (1) 対象者は、本学に所属する教職員（専任）、学部学生、大学院学生とする。
- (2) 実施方法は、教職員は教職員研修会、学部学生は 1 年次前期及び 3 年次、大学院学生は 1 年次前期で実施する。
- (3) 内容は、「西日本工業大学における公的研究費の不正防止計画表」に沿うものとする。
- (4) 未受講者については、教職員にはコンプライアンス教育実施時の資料を個別に配付し、学部学生、大学院学生については、ガイダンス担当教員もしくは最高責任者が個別に面談し、資料を配付する。

(理解度の把握)

第 7 条 コンプライアンス教育受講者の理解度の把握については、受講後にアンケートを実施し、理解度を把握するものとする。

2 アンケートの結果、理解度が低い受講者に対し、最高責任者もしくはガイダンス担当教員が個別に指導するものとする。

(通報)

第 8 条 本学教職員の違法な行為（法令若しくは学内諸規程に違反する行為又はその疑いのある行為）の情報等については、コンプライアンス窓口に通報することができる。

2 教職員等（学生を除く）に関する通報の窓口については総務課とする。

3 学生に関する通報の窓口については、工学部は学務部学務課、デザイン学部はデザイン学部事務室とする。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 21 日から施行する。